

国外にお住まい(非居住者)の扶養親族がいる場合の提出方法

1. 「非居住者」とは

国内に住所を有さず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に住所を有しない方を「非居住者」といいます。
「非居住者」である方を控除対象とする場合、一定の要件があり、添付書類の提出が必要です。
上記の条件に該当しない場合は、一時的に国外にお住まいであっても「国内居住(居住者)」となります。
なお、配偶者や扶養親族を「非居住者」として申告した場合、源泉徴収票にその旨が記載されます。

2. 「親族関係書類」の添付

控除対象となる配偶者または扶養親族が国外居住(非居住者)の場合は、親族関係書類^(※)を紙の申告書と同封してご提出ください。

※「親族関係書類」とは、次の①または②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの配偶者または親族であることを証するものをいいます。
なお、これらの書類が外国語で作成されている場合は、日本語での翻訳文が必要になります。

①戸籍の附票の写し、その他の国または地方公共団体が発行した書類、およびその配偶者または扶養親族の旅券の写し

②外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類
(その配偶者または扶養親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限り)

3. 配偶者以外の扶養親族が国外居住(非居住者)である場合

＜控除対象となる要件＞

配偶者以外の扶養親族が国外居住(非居住者)の場合、その方を控除対象とするためには、一定の要件があります(配偶者の場合はこのような要件はありません)。

扶養親族が国外居住(非居住者)の場合、控除対象とするためには、非居住者でない扶養親族の要件(受給者と生計を一にする年間所得見積額が48万円以下である親族)に加え、以下のいずれかに該当する必要があります。

- ①対象者の年齢^(※)が30歳未満、または、70歳以上であること
- ②対象者が①に該当せず、留学のため国内に住所および居所を有しなくなったこと
- ③対象者が①に該当せず、障害者に該当すること
- ④対象者が①に該当せず、年金受給者より、その年において、生活費または教育費に充てるための送金を、年間38万円以上受ける見込みであること

上記の条件に該当しない扶養親族は、所得税の控除の対象とならないため、扶養親族等申告書に記載することはできません。

※ 申告書の対象年の12月31日時点の年齢で判断します。

<記入方法と添付書類>

配偶者以外の扶養親族が国外居住(非居住者)の場合は、紙の申告書の⑫「国外居住の有無」欄の「国外居住」と該当する区分に○をしてください。申告書裏面⑭「摘要」欄にその方の氏名、住所、非居住者である旨を記入してください。また、「親族関係書類」を同封してご提出ください。いずれの条件にも該当しない場合は記入は不要です。

(1)対象者の年齢が30歳未満、または、70歳以上である場合

- 「2. 30歳未満・70歳以上」に○をしてください。
- 「生年月日」欄が30歳未満または70歳以上の年月日であることを確認してください。
- 30歳未満または70歳以上でない場合は、(2)をご覧ください。

生年月日			障害 該当なしの場合は記入不要	同居等の区分
特定・老人の種別			1.普通障害 2.特別障害	国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要
1.明 7.平	3.大 9.令	5.昭		1.同居 2.別居
年	月	日		2.30歳未満 70歳以上 3.留学 4.障害者 5.年38万円以上送金
7	4	11	1.特定 2.老人	

(2)対象者の年齢が30歳以上70歳未満である場合

- 次の①～③に該当する場合、いずれかひとつに○をしてください。
- ①対象者が留学のため国内に住所および居所を有しなくなった場合
- 「3. 留学」に○をしてください。「親族関係書類」(前ページ参照)と併せ、「留学の事実がわかる書類」(*)を同封してください。
- ※現地の査証(ビザ)または在留カードの写しで、対象者が留学の在留資格に相当する資格をもって国外に在留することにより国内に住所および居所を有しなかった旨を証するもの(これらのものが外国語で作成されている場合は、日本語での翻訳文が必要になります)。
- ②対象者が障害者に該当する場合
- 「4. 障害者」に○をしてください。
- 申告書の⑪「障害」欄にも該当する区分に○をしてください。
- 「障害」欄に○がない場合、確認のため申告書をお返しする場合があります。
- 障害状態を証明する書類は不要です。
- ③対象者が年金受給者より、生活費または教育費に充てるため送金を、年間38万円以上受ける見込みである場合
- 「5. 年38万円以上送金」に○をしてください。送金を証明する書類は不要です。

障害 該当なしの場合は記入不要	同居等の区分
1.普通障害 2.特別障害	国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要
	1.同居 2.別居
	2.30歳未満 70歳以上 3.留学 4.障害者 5.年38万円以上送金